



神奈川県労働局発表

平成26年9月29日

(担当)

神奈川県労働基準部賃金課

賃金課長 澁谷 健一

主任賃金指導官 高松 正昭

TEL 045-211-7354 (直通)

神奈川県最低賃金は、平成26年10月1日から 887円となります。

神奈川県労働局長(水野知親)は、神奈川県最低賃金審議会(会長 柴田悟一)の答申を受け、神奈川県最低賃金(地域別最低賃金)を現行の時間額868円から19円引き上げて887円に改正することを決定した。

改正後の神奈川県最低賃金は、平成26年10月1日から適用される。

なお、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業を支援するため、「神奈川県最低賃金総合相談支援センター」(電話 045-641-0111)において、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対して、ワン・ストップで無料相談に応じることとしている。

参考資料 1

1 最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、鉄鋼業最低賃金のように、特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」(神奈川では、7業種)の2種類がある。

今回は、地域別最低賃金の改正である。

2 改正最低賃金法(抜粋)

(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

(罰則)

第40条 第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

参考資料 2

神奈川県最低賃金の改正状況(過去10年間)

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
引上額	1円	4円	5円	19円	30円
時間額	708円	712円	717円	736円	766円
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
引上額	23円	29円	18円	13円	19円
時間額	789円	818円	836円	849円	868円

参考資料 3

平成 26 年度の中央最低賃金審議会における地域別最低賃金の目安額

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	19円
B	茨城、栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	15円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	14円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	13円

*地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会が示した目安額を踏まえて、都道府県最低賃金審議会の調査審議を経て、労働局長が決定することになっている。

参考資料 4

近隣各県と大阪(A ランク)における平成 26 年度地域別最低賃金改正の状況

都 県 名	時間額(引上額)	発効日(予定)
東 京	888円(19円)	10月1日
埼 玉	802円(17円)	10月1日
千 葉	798円(21円)	10月1日
山 梨	721円(15円)	10月1日
静 岡	765円(16円)	10月5日
大 阪	838円(19円)	10月5日

平成26年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引き上げ額【円】	発効年月日
北海道	748 (734)	14	平成26年10月8日
青森	679 (665)	14	平成26年10月24日
岩手	678 (665)	13	平成26年10月4日
宮城	710 (696)	14	平成26年10月16日
秋田	679 (665)	14	平成26年10月5日
山形	680 (665)	15	平成26年10月17日
福島	689 (675)	14	平成26年10月4日
茨城	729 (713)	16	平成26年10月4日
栃木	733 (718)	15	平成26年10月1日
群馬	721 (707)	14	平成26年10月5日
埼玉	802 (785)	17	平成26年10月1日
千葉	798 (777)	21	平成26年10月1日
東京	888 (869)	19	平成26年10月1日
神奈川	887 (868)	19	平成26年10月1日
新潟	715 (701)	14	平成26年10月4日
富山	728 (712)	16	平成26年10月1日
石川	718 (704)	14	平成26年10月5日
福井	716 (701)	15	平成26年10月4日
山梨	721 (706)	15	平成26年10月1日
長野	728 (713)	15	平成26年10月1日
岐阜	738 (724)	14	平成26年10月1日
静岡	765 (749)	16	平成26年10月5日
愛知	800 (780)	20	平成26年10月1日
三重	753 (737)	16	平成26年10月1日
滋賀	746 (730)	16	平成26年10月9日
京都	789 (773)	16	平成26年10月22日
大阪	838 (819)	19	平成26年10月5日
兵庫	776 (761)	15	平成26年10月1日
奈良	724 (710)	14	平成26年10月3日
和歌山	715 (701)	14	平成26年10月17日
鳥取	677 (664)	13	平成26年10月8日
島根	679 (664)	15	平成26年10月5日
岡山	719 (703)	16	平成26年10月5日
広島	750 (733)	17	平成26年10月1日
山口	715 (701)	14	平成26年10月1日
徳島	679 (666)	13	平成26年10月1日
香川	702 (686)	16	平成26年10月1日
愛媛	680 (666)	14	平成26年10月12日
高知	677 (664)	13	平成26年10月26日
福岡	727 (712)	15	平成26年10月5日
佐賀	678 (664)	14	平成26年10月4日
長崎	677 (664)	13	平成26年10月1日
熊本	677 (664)	13	平成26年10月1日
大分	677 (664)	13	平成26年10月4日
宮崎	677 (664)	13	平成26年10月16日
鹿児島	678 (665)	13	平成26年10月19日
沖縄	677 (664)	13	平成26年10月24日
全国加重平均額	780 (764)	16	

*

※ 括弧書きは、平成25年度地域別最低賃金額

もう、チェックした？



神 奈 川 県

最 低 賃 金

8

8

7

時間額

円

平成26年10月1日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！

神奈川県労働局労働基準部賃金課
045-211-7354

ウェブでチェック！

最低賃金制度

検索

スマホでチェック！



最低賃金未満の労働契約は、無効です。

最低賃金に関するお問い合わせは神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署へ





最低賃金って・・・？



働くすべての人が対象！



都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未満の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



[最低賃金の比較方法]

1 時間給の場合

▶ 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)

2 日給の場合

▶ 日給 \div 1日所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、
日給 \geq 最低賃金額 (日額)

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

3 月給の場合

▶ 月給 \div 1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

4 上記1~3の
組み合わせの場合

例えば基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当